## 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。(介護保険法第115条の46第1項)

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

### 総合相談支援業務

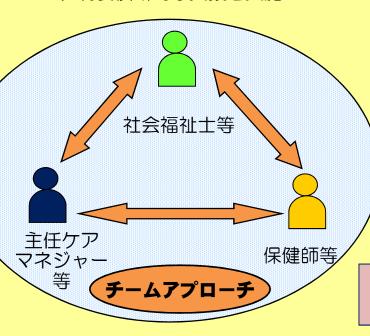
住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

### 権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進高齢者虐待への対応など /

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じ た自立支援型ケアマネジメ ントの支援
- ケアマネジャーへの日常的 個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言



### 介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成 ※ケアマネ事業所への委託が可能

# 多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など 必要なサービスにつなぐ

介護サービス ) 「ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

### 介護予防 ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者(旧特定高齢者)に対する介護予防ケアプランの作成など

: 包括的支援事業(地域支援事業の一部)

| : 介護予防支援(保険給付の対象)

## 地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての保険者に設置されており、全国に4,328カ所
- ブランチ・サブセンターを合わせると設置数は7,072カ所となる。
- 前年比で、センターは104カ所増え、ブランチ・サブセンターが205カ所減ったため、全体で104カ所減少
- 地域包括支援センターの設置主体は、直営が約3割、委託が約7割で、委託が増加している。

#### ◎地域包括支援センターの設置数

地域包括センター設置数	4,328か所
ブランチ設置数	2,391か所
サブセンター設置数	353か所
センター・ブランチ・サブセンター 合計	7,072か所

### ◎委託割合(%) ◎委託法人の構成割合

